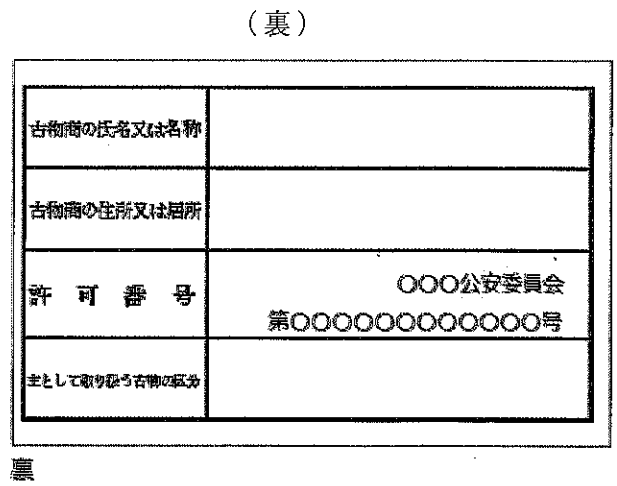
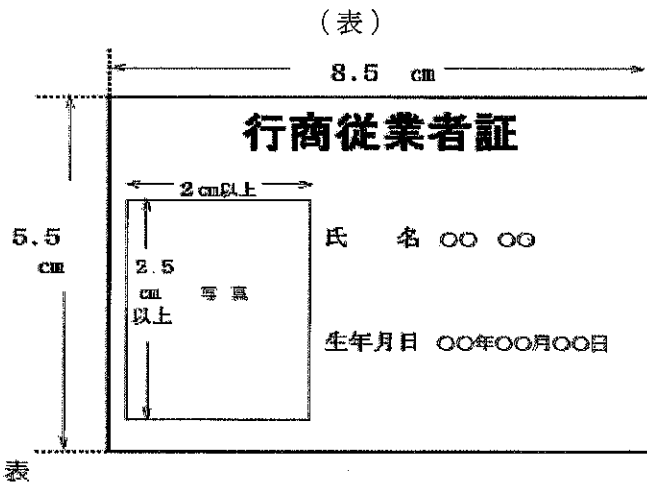


行商従業者証は、古物営業法施行規則第10条、別記様式第12号で定められています。

行商従業者証（見本）



備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するもの。
- 2 図示の長さは、縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートル。
- 3 表面の「氏名」、「生年月日」欄には、行商をする当該従業員の氏名及び生年月日を記載。
- 4 「写真」欄には、行商をする当該従業員の写真（縦 2.5 センチメートル以上、横 2.0 センチメートル以上のもの）を貼り付ける。